新潟県企業局管理規程第５号

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年12月27日

新潟県企業管理者　　早　福　　弘

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員給与規程（昭和30年新潟県電気事業管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
別表第１（第３条関係） 技能労務職給料表 （略） 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が４級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。	**別表第１**（第３条関係） 技能労務職給料表 （略） 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が４級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成26年４月１日から施行する。

（施行細則）

２　この規程の施行に関し必要な事項については、普通職員の例による。